

第九十一回国会 衆議院 公害対策並びに環境保全特別委員会議録 第五号

(一七三)

昭和五十五年三月十八日(火曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 河野 正君

理事 玉生 孝久君

理事 西田 司君

理事 島田 琢郎君

理事 古川 雅司君

理事 中井 治君

理事 池田 淳君

理事 中村正三郎君

理事 橋本龍太郎君

理事 宮下 創平君

理事 竹内 勝彦君

理事 辻 第一君

出席國務大臣

國務大臣 土屋 義彦君

出席政府委員

環境庁長官官房 長 正田 泰央君

環境庁企画調整 局長 金子 太郎君

環境庁企画調整 局長 本田 正君

環境庁企画調整 局長 三浦 大助君

環境庁水質保全 局長 馬場 道夫君

委員外の出席者

特別委員会第一 調査室長 綿貫 敏行君

委員の異動

三月十八日

辞任

田原 隆君

東中 光雄君

補欠選任

椎名 素夫君

辻 第一君

同席

辞任

椎名 素夫君

東中 光雄君

辻 第一君

同日

辞任

椎名 素夫君

東中 光雄君

辻 第一君

補欠選任

田原 隆君

東中 光雄君

辻 第一君

三月十七日

環境影響事前評価による開発事業の規制に関する法律案(土井たか子君外二名提出、衆法第一八号)

水俣病問題総合調査法案(馬場昇君外二名提出、衆法第一九号)

同月十一日

公害健康被害補償法に基づく指定地域の解除反対等に関する請願(竹入義勝君紹介)(第二二七三号)

同月十二日

公害健康被害補償法に基づく指定地域の解除反対等に関する請願(木原実君紹介)(第二二五九号)

同(市川雄一君紹介)(第二二八四号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

○河野委員長 これより会議を開きます。

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。馬場昇君。

○馬場委員 私は、健康被害補償法に対する質疑に入ります前に、昨日、実は四日市港に廃液をたれ流しました石原産業事件について判決が出たわけでございます。大臣も御承知のとおり、これは一日二十万トンと言われるような硫酸のまじった廃液を流し続けて、刑事事件となった事件でございます。その柱として、廃液に適切な処理対策を講ずることなく四日市の海を汚染した工場長の責任は非常に重大だ、こう言われておりますし、さらに、会社は採算性を追求する余り企業の社会的責任を忘れて、かかる事態を招いたことは非常に遺憾だ、こういうことで全面有罪の判決が出ています。公害として企業そのものに刑事責任を認めたという点では初めてのケースでございます。

そこで、大臣にお尋ねしたいわけでございますけれども、私は、公害というものは犯罪だということ、さらにこの判決でも立証されたものと思いうわけでございますし、大臣も、公害というものは犯罪、そういう認識をお持ちであるかどうかという点について、まず大臣の認識を聞いておきたいと思っております。

○土屋國務大臣 お答え申し上げます。

ただいまお述べになりました石原産業事件につきましては、判決文等まだ入手をいたしておりませんが、この事件は水質汚濁防止法制定以前の事件でございます。現在では、先生御案内のとおり各種の制度が整備されておりますので、今後このような事件が起ることはないかと私は考えておるのでございます。一般論として申し上げますが、私は、公害は犯罪である、かように理解をいたしております。

○馬場委員 この判決が行われました後に、十年間この裁判を闘い続けてきました関係者の一人がこのような感想を述べておられるのを承知しております。十年前はちょうど砂漠に一人でくわを打つような感じだった。そして企業も学者も行政も向こう側に立ってあった。こういうことを聞いての中から感想として漏らしておられます。これを聞くにつけて、やはり公害に対する行政の姿勢というものがある。この判決で問われたんだ、長官はそう考えるべきであらうと私は思うのです。行政の姿勢もこの判決によって問われた、それを厳しく反省しなければならぬというお感じを持ってもらえるかどうかという点。

さらに、その関係者も、そして長官も御承知のとおり、この問題は、四十六年の一月にわが党の石橋前書記長が石原産業と名古屋通産局の癒着問題を実は質問をいたしました。大きい問題になりました。またこのことも、この裁判の発展に非常に貢献をしたんじゃないかと思うのですが、その石橋さんも、実はきのうこの判決を聞いて次のように言っておられるわけでございます。今日、非常に公害行政というものが後退しておる、そして住民の闘争というのいろいろな事情から最近鎮静しておる、さらにその上に、企業とか産業界から公害問題で再び巻き返しが起こりつつある、環境アセスに対する圧力がその一つだ、そこにあらわれておるんじゃないか、こういうことでもって、この判決は古い事件だけれども、本当に新しい判決として公害問題を考えなければならぬ、それを教えてくれたんだ、行政に携わる者はこれを自分の戒めとして一生懸命やらなければならない、こういうようなことを言っておられるわけですから、この行政の姿勢について、最近の環境行政の後退というものについて、これを戒めとしてさらに積極的に推進する、しなければならぬという、こういう関係者の発言について大臣の御意見を聞いておきたいと思っております。

○土屋國務大臣 もう先生御指摘のとおりでございます。今後、環境庁といたしましては、この判決を契機といたしまして、さらに心を引き締めまして、水質汚濁防止法等の関連法規の厳正な運用を図ってまいりたいと考えております。

あわせてまた、過去の環境行政に対しまして

深く反省いたしました。今後、国民の立場に立って環境行政をわれわれ環境庁職員、心を一つにして、一体となって取り組んでまいります決意を申し上げさせていただきます。

○馬場委員 次に、環境アセスメント法についてたびたび質問をしておるわけでございますが、この前も質問いたしました。政府の法案提出の期限というのを、一応三月十四日の閣議決定でもって本国会に提案するのは最終だというようにもなっております。政府はやっておられる。環境アセスメントも三月十四日の閣議で決定して出す、そういうものでやっておられるのかどうかという質問に対しては、大臣は、それをめどに全力を挙げてやっておるといふようなお話でございましたが、アセスメント法はいつお出しになりますか。

○土屋国務大臣 お答え申し上げます。いただきます。ことしの一月二十三日に自由民主党の政務調査会の環境部会の御了承をいただきました。自來今日まで、関係各府省、鋭意努力し、そして法案提出の期限までに先生御指摘のとおり、何とか私といたしまして、関係省庁あるいはまた党の御了承等もいただきましたのでございまして、このこと最善の努力をいたしたのでございまして、ついにその実現を見るに至らなかったような次第でございます。

幸いと申しましょうか、自民党と社公三党との話し合いを受けて、三月四日に閣議におきまして関係閣僚会議を設置していただきました。私は、従来から見れば大変な前進であろうかと考えておるような次第でございますが、さらに先日（十三日）に第一回の閣僚会議を開催をさせていただきました。また一方、三月六日、十一日、十四日、十七日の四回にわたりまして関係省庁局長会議を開催いたしました。問題ごとに鋭意調整を図ってまいっております。今後とも引き続き局長会議、関係閣僚会議を開いていただきます。精力的に何とか三月中には法案を国会に出させていただきます。

していただきますように、私といたしましては重ねて最大限の努力をさせていただきますことを申し上げさせていただきます次第であります。

○馬場委員 三月十四日が期限だ、全身全力を挙げてやると長官が言っていたと思っておりますけれども、いまの話のようにまだ出ておりませんし、いまの答弁では三月中には出すというところまで努力をするというところでございますが、物すごい大切な法案ですから、審議日程がとれないといふのは審議できないわけですから、そういうことも考えて、いまのところ三月いっぱいという話ですけれども、さらに早く出すように努力はしていただきたいと思うのです。

そこで、内容についていろいろ伝えられておりますので質問したいのですが、きょうはそのことの質問でもございせんので個々に触れませんが、この質問でもございせんので、内容というものはこういふものを盛り込んだものでないといふアセスメントとは言いえないということでもございせんが、きょうはこれの申し入れについて大臣にずっと一個一個聞きかかったのですけれども、時間がございせん。だから、これは文書にしてやります。が党に後で回答していただきたいということが第一点で、これの内容をここで明らかにしていただくのは省略したいと思っております。

が、しかし、原則だけを聞いておきたいのですけれども、私もやはりアセスメントというのは、公開の原則、住民参加の原則、第三者評価の原則、そして地方自治体の自治権を守るという原則、まだほかにもありますけれども、言うならば、大きい四原則だと私も考えているのですけれども、この四原則は守った内容にしたいのだくものであるかどうかということについて、内容面で答弁いただいておりますが、あと具体的なことにつきましては文書でもってわが党に回答していただきたいということでございますが、いかがでございますか。

○土屋国務大臣 お答え申し上げます。いただきます。

去る十一日に三党を代表する先生方が私どものところへ参りまして、口頭で、また社会党さんから文書をもつて申し入れのございました件につきまして、第一回の閣僚会議で、口頭、私からも御報告を申し上げておいたような次第でございます。

私といたしましては、中央公害対策審議会におきまして約三年有余にわたっている御検討をいただきました。そして昨年の四月十日に御答申をいただいたような次第でございます。今日までのところ、環境庁といたしましては、この答申の線に沿って法案の作成のための努力を続けてまいりましたところでございます。目下この答申をよりどころといたしまして、各省庁と鋭意折衝を重ねておるような次第でございます。社会党さんからの申し入れの趣旨につきましては、大変貴重なものと考えておりますので、いろいろと勉強をさせていただきます。かように考えております。

○馬場委員 社会党が文書で申し入れをしておるわけでございますので、それに対する回答というものは文書で社会党に出していただきたいと思っております。

それから、いま中公審の線に沿って鋭意内容は努力しておると言われますが、中公審の線というのは、私も歴史を見てみますと、最初、中間報告は中公審が四、五年前にやりました。そして去年また答申が行われておるのですが、中間報告の結果が大部分変わっているのです。私どもの邪推かもしれませんが、環境庁がこういうものをつくりたいと言つて、去年は逆に環境庁の案で中公審に出させたと言えう人がおるのです。去年の中公審の答申というのは非常に後退しておるのです。

私は、ここで聞いておきますが、去年の中公審の答申というのは、私が言いました公開原則、住民参加の原則、第三者評価の原則、地方自治を守るといふ原則というものが、大臣はこれが守られておると考えておられるのか、そのことだけを聞きたいのです。

○土屋国務大臣 文書をもつてお申し入れございました件につきましては、検討いたしました。文書で出さしていただきたいと思っておりますが、ただいま鋭意関係各府省と折衝のさなかでございますので、その点もぜひひとつ御理解を賜りたいと思っております。当初考えておったことよりも、やはり多少形が変わつてきておるような感じも深くいたしておるような次第でございます。

○馬場委員 私どもの言う四原則というのをいれたアセスメントでないといふアセスメントというのは、すべて善玉じゃないわけですよ、これはもう刃の剣ですから。だから、非常にいいアセスメントができません、人の健康と環境は守られるわけですから。悪いアセスメントができません、そのトンネルを通つたからといって、公害とか環境破壊が免罪符としてまかり通る、逆に環境破壊になつちゃうのです。そういう意味で、アセスメントがすべて善玉とは限らない。悪玉であり、物すごい悪玉として働くこともあるのですから、四原則を守る立場でがんばっていただきたいと思うのです。

次に、これは金子さんに質問申し上げますが、前にここであたが経団連とか産業界に持ち回つた文書の内容についてお尋ねをいたしました。私は、たくさんの中身を尋ねて、こういう内容をあなたも持ち回つたでしようと言いました。それはこうです、あれはこうですというあなたの回答がございました。その文書をここに資料として出したと言いました。その文書を出されたままにしまして、理事会の議を経て文書を出されました。ところがあなたが出した文書を見ました。と、全くごまかして。私が質問しましたのは、ここにございますけれども、「環境影響評価案に関する主な論点について」といって、問一から問六、そしてそれに参考一、参考二、そして最後の方にエネルギーというのをつけ加えた、言うならば九項目の問い、これに基づいて私は質問したのです。ところがあなたが持ってきた文書というものは、この中の参考一というのを問一と書いて持ってきた、問三を問二として持ってきた、参考

二というのは問三、全部で九つあるのに、あなたは三つしか持ってきていない。私が質問した内容のことがほとんど入っていないのを持ってきたのです。こういうことでありまして、私の資料請求に対してあなたが資料を持ってきたのは、私に言わせれば、これはごまかしだと思えないのです。

そこで、きょうはごまかしのことを議論したって余りしやうがございませんけれども、あなたは幾種類の文書をどうつくって、たとえばこの文書はどこに持って回って、この文書はどこに持って回って、それをどこどこに配付したか、このいわゆる金子メモというものの全貌を明らかにしてください。

○金子政府委員 御質問のございました、私が関係連等経済団体で配付して説明いたしましたものは、最初に、科学的、合理的な予測手法等技術的な事項が整備されていないのではないかとというのが第一点、それから、わが国においては、適正な住民参加を期待するにはいまだその社会的基盤が成熟していないのではないかとという問いに対する答えが第二点、それから、法制度化されると、訴訟が頻発し、事業の実施がおくれるのではないかとという問いに対する答えが第三点、それを最初に配りまして、あと質問がなお出たもので、それから、手持ちの資料について、いま馬場委員が言われました三つについて追加配付をいたしましたわけでございます。それで、いまおっしゃいましたのは、追加配付の三つだけしかお手元に届いていないというところでありますれば、最初に申し上げました三つについては、何かの手違いで届いていないのではないかと思ひますので、その点はおわびいたします。すぐお届けいたします。

それで、全部で六項目と付記が二つあるというのは、実は私が内部で、説明会の過程で出てきた質問に対して、改めて整理をさせて、その答えを書かせたのでございますが、どうも内容に不適当な点が多いということで、配付などをしないで、内部で山のように積んで置いた、配付を

しなかった、その中に、いまおっしゃった三つは入っているわけでございますけれども、そういうものでございまして、これは予算委員会でも土井委員から御質問がございましたので、関係連で配付した資料合わせて六点を参考にお届けいたします、こういう次第でございます。

○馬場委員 あなた、この前島田委員の質問に対して——いまあなた、これを山のように積んでいとおっしゃいましたけれども、これは関係連その他各事務局を環境庁に集められて、あなたこれを持たせて帰しているでしょう。事務局員を集めて説明して持たせて帰したのは、どの文書ですか。

○金子政府委員 ただいま申しました三つと、追加の三つでございます。

○馬場委員 三つと追加の三つといえますと、問六までですか。

○金子政府委員 再々申し上げますように、その三つが幾つもダブって出てまいりますので混乱が起きてしまふのですが、科学的、合理的な予測手法等が整備されていない……（馬場委員「あなたがこの前出したものがこれです」と呼ぶ）それから住民参加を期待するには社会的基盤が成熟していないのではないかと、それから訴訟が頻発し事業の実施がおくれるのではないかとというのが三つ目、それから馬場委員が先ほどおっしゃいました三つですね。それを、関係連から人が来たときに持たして帰した。

といえますのは、関係連では、最初に申し上げました三つだけで説明を済ませたわけでございます。次に関係連に参りましたときに、その三つを配って説明したところが、なお質問が出たものから、その中で手持ちの、用意していたものを急いで焼いて配らしたのが、馬場委員の言われた三つでございます。残り外部には出してないのです。

その理由は、先ほど申し上げましたように、産業界に対する説明の過程でいろいろな質問が出てまいりましたので、それに対する答えをまとめ

て書かせたわけでございます。それは最初に用意したものあるいは関係連で追加した三つもその中におのずから入っているわけでございますけれども、そのわが方の答えをよくよく見ましたところ、適当でない表現などがあり、こういうものは外部に出すべきではないからということで使用しなかった、こういうものでございます。

○馬場委員 それは内容を明らかにしたいと思うのですが、きょうの質問は、健康被害補償法にかかわる部分でございまして、あなたがこの前この委員会に配りました三つのやつには入っておりません。しかし、その原本となるべきやつには、環境影響評価の法制度化よりも、まず公害健康被害補償制度の見直しをすべきではないか、こういう問いに対して、お答えをずっと書いておられるのです。

このことに関して大臣にまず聞いておきたいと思うのですけれども、大臣、公害健康被害補償法制定の目的は何ですか。

○土屋国務大臣 お答え申し上げます。環境庁といましては、制度の主管者といまして、これらの制度をめぐる諸問題につきまして、今後とも「健康被害に係る被害者の迅速かつ公正な保護を図る」というのが補償法の趣旨、目的であります。

○馬場委員 実は大臣、そういう目的で健康被害補償法ができていますのが、金子さんは産業界にはそう説明してないのです。金子さんが産業界に説明しておりますのは、裁判による個別企業のねらい撃ちを避け、企業経営の安定を願う産業界の積極的な要望を受けてこの法律は創設されたものである、こういうことをこの文書の中に金子さんは書いておられます。産業界を個別企業をねらい撃ちされるから、それを避けるために防波堤としてこの法律をつくったんですよ、こういうことを金子さんは産業界に説明して回っているわけですか。いま大臣が言われました法の創設の目的と

いうのとは全く違いますね。このことについては、いま、きょうかもしませんけれども、この補償法の改正の法律がここで上がろうとしておるわけですから、こんな目的の法律なら上げる必要はない、ない方がいいわけですよ。だから、金子さんはこれを取り消して、陳謝をして、持って帰ったところには訂正をすべきだと私は思いますけれども、大臣、いかがですか。

○土屋国務大臣 金子局長が一部配布いたしました文書の中に、大変遺憾を欠くような表現がございましたことにつきまして、ここに深くおわびを申し上げる次第でございます。

私といたしましては、環境影響評価法案の国会提出を最優先課題といたしまして全力を挙げて努力をいたしておるのでございまして、これと公害健康被害補償法の見直しとは全然別個の問題であるということをお断言をいたしておく次第でございます。

○馬場委員 じゃ、金子さんがこういうのを持ち回った後の事後対策というのはどうなさるおつもりですか。

○土屋国務大臣 このことにつきましては、金子局長を呼びまして、口頭ではございまして、厳重に注意を促し、反省を求めた次第でございます。

○馬場委員 では、局長、この文書は取り消して陳謝をしますか。

○金子政府委員 この種の書類は全部回収いたしました、取り消しをいたしました。私も表現その他に非常にまずい点があったと考えて反省いたしております。

○馬場委員 実はもう一つ、この不調法について、金子さんいままの部分を取り消されました、その他も取り消されると思うのですけれども、この健康被害補償法を検討することについて、あなたの見解と本田部長の答弁が食い違っております。

本田さんの答弁を一口で言いますと、この委員会でも私何遍でも質問いたしました、この議事録にもあるわけでございますけれども、経済界か

ら言われたとか、そういう観点からではなく、法の運営を円滑に実施するという観点から検討しております。五年前にいろいろつくって云々というところは、そういう結論になっているのですね。だから、そういう意味で検討する。ところがあなたはこの文書を読んでみまうと、こういうことも書いてある。昨年以來、患者団体の反発や野党の追及などにより社会問題化し、これの検討について、制度合理化をめぐる情勢が非常に厳しくなっております。それから次に、環境アセスメントのこの課題を経団連等の反対により達成することなく、経団連等の要請により公害健康被害補償制度の見直しのみを行うことは、対外的にも環境行政の足踏み、さらには後退という批判も免れ得ず、環境庁の立場としてはとることのできないところ

です。全くこの法の創設の目的、そして素直に検討することなしに、あなたの検討というものは環境アセスと引きかえにやる、そこに物事の基調というものは流れているように感じます。たくさんありますけれども、時間がございません。こういう部分についても、大臣、これは不適当です。これはもうさつき総括的に不適当な部分と言われたので言いませんが、金子さん、この部分についてもあなたのはちょっと不適当だと思っておりますが、お取り消しになりますか。

○金子政府委員 取り消させていただきます。

○馬場委員 私は、そこで長官にお願いしたいのですが、たとえば私もここで心配して申し上げましたのは、指定地域を縮小するという要望が経団連から出ているわけですね。あるいは公害病というものの範囲を縮小したいという要望が出ておるわけですね。そういうことについて検討してもらって、それとまたこのアセスメントを取り引かれたら困るわけです。いまの実態を見てみますと、硫酸酸化物等は減ったかもしれませんが、窒素酸化物等は減っていないという状況もある。そしてまた公害に係るいろいろな症状の病状の病状というのがある。だから、そういう点で、産業界の要望等によって病気の種類とかあるいは地

域指定とかそういうものを縮小するのじゃなしに、やはり全体を救うという意味で、拡大して救うという意味で検討されるのなら結構だと思うのです。よくなる方なら。そういうことであの気管支性のぜんそくの問題でも六歳以上云々がいろいろ問題になりましたが、これは当面いじくるつもりはないという答弁も得ております。だから、やはりNO₂のことも考える、あるいはたとえ病気の種類等もいろいろな症状がある、そういうこともさらに検討する、そして被害者を救うという立場でこの問題については検討していかねければならないと私は思うのですが、いかがですか。

○土屋国務大臣 先生御指摘のとおり法施行後五年を経まして、ただいま先生がお述べになられましたとおり硫酸酸化物濃度が急速に低下しております。いろいろな御意見があることは私も十分承知をいたしておりますが、先刻申し上げましたとおり、環境庁といたしましては、やはりこの制度の主管者としていたしまして、これらに関する諸問題につき、「健康被害に係る被害者の迅速かつ公正な保護を図る」というこの補償法の精神に沿って、科学的、合理的根拠に基づいて検討をいたしてまいりたいと考えております。

○馬場委員 先ほど私が最初に四日市の石原産業事件で申し上げましたが、最近環境行政は後退しているという批判されているのです。そのことは、たとえばこの補償法の検討でもその後退する路線の中でやられたら大変だ、国民も心配しておりますから、いま言われまじやうに、その目的に従って、後退じやなしに前進をするという立場で検討してもらいたいと思うのです。

そこで、公害行政の前進という面でもう一つぜひ取り組んでもらいたい点、また大臣も取り組もうと決意を固めておられるということも聞いておるのですけれども、交通公害の総合対策についてお尋ねしておきたいと思うのです。これについては一月二十一日に大臣が、長期的

な交通公害対策を中公審に諮問する、こういうことを発表されておられます。これについて中公審にいつごろ諮問をして、そして答申をなるべく慎重にしながら早く出していただいて、どういう時期に、たとえば国会なら国会に法案を出して対策を立てようとしておりますか、このスケジュールという点をひとつお知らせいただきたいと思うわけでありまして。これはもう遅きに失したという感じを持っております。最近の交通公害、これはもう増加し激化しておるわけでございます。本日に昼夜を分らない騒音、振動、排ガス大変な問題でございます。

そこで私は、この問題について、たとえば大型車の排ガスの規制とかは当然のことでございますけれども、やはり都市計画とかあるいは物流の対策とか、あるいは土地利用対策とか、抜本的な交通公害対策というものをこの際樹立する必要があらう。そしてやはり環境庁がリードして、このように大量に物が出、ぜいたくを、大量消費する、こういうような生活様式というものは、やはり環境を守るとか人類の命を守るとかいう立場から、この交通総合対策というものをいつかは本当にりっぱな技術的なものをつくらなければならないと思うのです。そのスケジュールと決意のほどを聞いておきたい。

○土屋国務大臣 ただいま馬場先生から交通公害問題に対して大変強い御激励をいただきました。わが意を得たりと申しまじやうか、私もこの問題と前向きで真剣に取り組んでまいりたいと思う次第でございます。ちよつと一言だけ申し上げさせていただきます。と思ひますが、交通公害対策は何と申しまして一九八〇年代の環境行政の重要な課題である、かように私は考えております。そこで、私は昨年長官を拝命いたしましたから、早速首都圏と近畿圏を結ぶ東名高速道路川崎インターチェンジを中心といたしまして視察いたしました。その中でも、特に大型トラックそれからディーゼル車等が典型

七公害のうちの騒音、振動、大気汚染等三つを占めておる。それによって地域の住民の皆さんが大変御迷惑を受けておる。これによって私は全国の幹線道路の皆さん方がお困りになっておるんじゃないかという感じを深いたしたような次第でございます。

現在、環境庁におきましても検討会を設けまして、環境庁といたしまして鋭意総合的な対策を立てるべく検討がなされておるのでございまして、私といたしましては、ひとつこの問題に真剣に取り組んでまいりたいということで、交通公害問題に関する懇話会、学者とか専門家の方に御依頼を申し上げまして、第一回の会合もすでに開きましていろいろと検討していただいたような次第でございます。先ほど先生の御指摘の中にもございまして、先ほどもいろいろ御意見ございましたが、特にその中でも発生源対策の強化、特にトラックとかディーゼル車に対しては一般乗用車等よりもっと厳しくすべきであるという意見、それからまた交通施設周辺の土地利用の適正化の問題とか、また大量生産、大量消費の生活パターンの見直し、また国の自動車交通公害対策の責任体制の確立等々につきましていろいろ御意見が述べられたような次第でございます。この会が非常に有意義で実のある会でございますか、どうか、できまじやうに四月の中ごろにもう一遍私は開いて、専門家や学者の方々の御意見も拝聴してみたい、かように考えております。その上で、環境庁でもいろいろ検討しております。この懇話会の御意見等も踏まえまして、夏ごろには中央公害対策審議会に諮問をしたい、かように考えております。

○馬場委員 大臣が前向きに一生懸命が意を得たりというところではございまして、よろしく願ひしてと、私も力強く思います。よろしく願ひしておきたいと思ひます。

次に、水俣病の認定問題についてちよつとお聞きしたいと思ひます。三月八日に大臣が、国の臨時水俣病認定審査会の答申に基づきまして処分をされました。水俣病と認定されたのは一人、八

人が棄却でございます。これを見て私は、この法律ができるにともなう相当議論した一人として、そしてまた二十数年水俣病問題を扱ってきた一人として、実は啞然といたしました。

そのことについて一質問をいたしますが、まず国の臨時審査会の判定基準というものは、熊本県の基準と違って厳しいのではないかと、こういうふうに思っています。熊本さん、全部のことは私はよく知っていますから、熊本県の判断条件と違うのか、端的に答えてください。

○本田政府委員 結論的に違いません。と申しますのは、後天性水俣病の判断条件に基づきまして三県一市の審査会も御審査いただいておりますし、私どもの国の審査会においても、この判断条件ののっとって適正な審査をいただいているわけでございます。変わらないと存じます。

○馬場委員 変わらないならば、この人たちは熊本県の審査会では処分保留になっておった人たちですね、今度処分されたのは。そしてこの場合、要観察者である、だから処分保留だといって保留になっておった。熊本県の審査会並びに処分者の知事、その関連においては要観察、処分保留、ところが国の審査会では棄却、同じ判断条件の中で保留と棄却が出るというのはおかしいんじゃないですか。どうですか。

○本田政府委員 処分保留ではなしに、従来審査会で保留になっていた方々でございます。おっしゃるとおりその中には、審査会で保留になった方々も、一つは一定期間を置いて審査をまたやるという方々と、それから一つあるいは二つの検査項目を追加する必要があるという方々がおられるわけですね。今回私どもに申請があった、それで審査をしていただいたものは、熊本県の審査会において神経内科あるいは耳鼻科、眼科を再検査をして、そしてその結果と、それまでの県で審査いただいた保留になった審査会資料、それをあわせて審査する、そういう方々ばかりでございます。新たな検査項目が加わっております。それをあわ

せて御審査いただいた結果がそのような結果でございます。

○馬場委員 棄却になった人というのはこういうのですよ。あなたが言ったとおり、審査会で答申保留、要観察となつておった人です。そしていま言われましたように、あなた方検査したと言われまされども、水俣に行かれて国の審査会は何か一時間ぐらいいの座なりな検査をしただけで、もう五、六年も保留、要観察になつておった人が一時間ぐらいいの検査で棄却というのか、こうで出ているわけですね、受けておる患者さん側にとってみますと。これはちょっと、五年も六年も要観察を続けておった人たちが、国が来たら一時間ぐらいい診てすぐ棄却、これは切り捨てと言われまされども、基盤が違ふんじゃないかと言われまされども、私はいさかいに思うのです。

実はもう一つ関連して、時間が参りましたので聞きたいのですが、審査会の答申の中に六項目ある。第一は水俣病であるという答申がある、第二は水俣病の可能性がある、第三は水俣病の可能性を否定できない、第四が水俣病ではない、五がわからぬ、六が継続審査、こういう答申が来る。このような答申が来たのですか、こう分けても審査会から答申があったのですか。

○本田政府委員 区分の中身は申し上げられませんが、いまいちおっしゃった六項目について、どの項目に該当するかという答申がございまして。

○馬場委員 これは、私が審査会の答申を表に出せと言えばあなた方は出さぬでしょう。私が聞いたところによりますと、この一、二、三、水俣病である、水俣病の可能性がある、水俣病の可能性を否定できない、ここに三名おったというように私は漏れ聞いておるのです。三名おれば熊本ではこれは全部認定されるのです。ところが国では一名だというのか、こうなっているのです。これは私がそこに三名おったというのを漏れ聞いておるの間違いと言われるでしょう。三名いなかっ

たのですか。

○本田政府委員 一名でございます。

○馬場委員 これはまた資料が明らかにありますと、その資料に基づいて質問をいたしたい、こういうぐあいに思うのです。

長官、私はやはり何と言われても、新次官通達というのがこの法律ができるに問題になったのです。いわゆる否定できないものは認定するといふ従来の次官通達を要したのじゃないか、否定できないものは切り捨てる、こういうぐあいに要したのじゃないかということが大問題になりました、いや、変えちゃいけないのだという結論になっているのです。しかし、この結果を見ますと、やはり新次官通達の切り捨てということが結果として出てきておるといふことを私が疑うのも、また患者さん、地元の人たちが疑うのは当然じゃないかと私は思うのです。

そこで、実はこの国の臨時審査会というのは、現在昭和五十一年に不作為違法の判決が出て、いま五、六千人まだ申請して審査を受け得ない者がおる。だから旧法の人たちを国に持ってきて審査しようというところで、その不作為違法の解消の一環として、患者を早急に迅速に救う一環として、実はこの制度ができておるのです。ところが何と該当者は千八百五十名もおるのに、現在申請した者は四十七名、それで一年たつて九名がこういう処分を受けた。その処分の内容というのがまさに切り捨ての内容だ。こういう状況の中において、私はこの国の審査会にはもう申請はないと見ます。そうしたら、不作為違法をどうやって解消しようと考えておるのか、この申請は、いまからもうほとんど来ませんよ。一年たつて四十七名でしよう。こういう結果を見て来ますか。不作為違法の解消のために何ら役に立たない審査会になってしまつておる。だから私は、こういう審査会はやめてしまつて結構だと思ふのです。そして水俣病というのは、まだその水俣病像の広さ、深さの解明できていない。小手先のことをど

なにかやつたつて、そして最近はこのやるのを切り

捨てという背景でもつてやつている、後退というふうでやつているから、ますます患者の信頼も得ていない。だから、私どもは水俣病問題総合調査法を二、三日前に出しましたけれども、こういう法律を成立させて、被害の実態というものを全面的にもう一遍見て、一歩から出直して、そして技術的な水俣病対策というものをより上げなければだめなんです。そういうことについて、私の見通しでは水俣病センターなんかをつくつても、あんなセンターがだれが利用しますか。あれは将来は研究センターじゃなくって、景色のいいところに建っているからホテルにするのだからと私は懸念を言ったことがあります。この国の審査会もそういうふうになりますよ。だからこの際、技術的な対策を樹立していただきたい。そのためには長官、私は何人の長官ともよく話をしますけれども、水俣に調査に行かれた人は少し進むというか、理解があるのです。行かなかつた人たちは全然後退のしつ放しです。あなたも国会が終わつたならば、あるいは国会中でも時期を見て水俣に行つていただいて、そして本心に自分の目で見て、自分のはだで感じて、やはり水俣病の根本対策というものを一生懸命考えていただくというのを大臣に最後にお願ひしておきたいと思ふのですが、いかがですか。

○土屋国務大臣 お答えさせていただきます。先生が生涯かけて水俣病問題と取り組んでおられることに対して、心から深く敬意を表する次第でございます。現場へ参りまして患者さんの方とお目にかかり、いろいろ実情を知ることとは、環境行政を進める上でも大事なことでございまして、いずれ機会を見まして私も伺ひをさせていただきます。かように考えております。

○馬場委員 終わります。

○河野委員長 この際、暫時休憩いたします。

午前十一時二十七分休憩

午後一時八分開議

○河野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案の審査を続行いたします。

本案に対する質疑は終了いたします。

○河野委員長 ただいま委員長の手元に、則武真一君より本案に対する修正案が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。則武真一君。

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○則武委員 私、日本共産党・革新共同を代表しまして、公害健康被害補償法の一部を改正する法律案に対する日本共産党・革新共同の修正案の提案理由を申し述べさせていただきます。

原案は、自動車重量税の税収見込み額の一部に相当する金額を公害被害者への補償費等の一部に充てるという、昭和四十九年以来とられてきた臨時措置を昭和五十一年、同五十三年に引き続き三たび延長しようとするものであります。さらに、延長期間は、これまで二年ずつの延長でしたけれども、今回は三年間の延長ということになっております。

私たちは、この臨時措置を決めた昭和四十九年、さらにその延長を決めた五十一年、五十三年と、過去三回の審議のたびに、提案されたこの措置に対して反対の態度を表明し、修正案を提出してまいりました。それは自動車重量税の引き当て措置が、自動車メーカーの責任を転嫁し、自動車使用者にその責任を押しつけるというものであるという理由からでありました。同時に、この措置が、一般会計から支出される国費による補償費の負担であるという点を指摘し、たとえ臨時措置であっても賛成することのできないものであ

ることを明らかにしてまいりました。にもかかわらず、政府が過去三回に及ぶ本委員会の附帯決議さえ無視して、四たびこの臨時措置を行おうとするのは、まことに遺憾にたえないと思ひます。

さらに、今回は租税特別措置の三年延長を理由に、当然のごとく自動的にその延長期限を三年としていることは、今後とも引き続き自動的に延長が行われることをうかがわせ、黙って見過すことはできません。

同時に、この無原則な臨時措置の延長は、本補償制度の持つ矛盾、たとえば財源確保のためには、窒素酸化物の大気汚染への影響を認めながら、同じこの窒素酸化物を地域指定要件には加えないという矛盾、こういう矛盾を将来にわたって固定化するものと言わざるを得ません。この矛盾は、一方では公害被害者の救済を切り捨てたり、そしてまた一方では大気汚染の責任を企業から免除するといふ、二重に企業を利用するものとさえなっているものであります。

以上の理由により、わが党は原案に反対するとともに、本制度発足当初から問題を指摘してきたとおり、公害健康福祉事業等にある公費負担の解消を含め、自動車メーカーの被害補償責任を明確にし、窒素酸化物を地域指定要件に加え、公害患者の不当な切り捨てをなくする修正案を提出するものであります。

次に、その修正案の概要について説明をさせていただきます。

第一は、補償費等の一部に充てるため、輸入業者を含む自動車メーカーから賦課金を徴収することとし、その賦課金の額は、自動車の種別総排気量、汚染物質の排出量等を勘案して政令で定める金額に出荷台数を乗じて算定をするという点であります。

第二は、ばい煙発生施設等設置者に対する汚染賦課対象物質に硫黄酸化物とともに窒素酸化物を法定することにより、窒素酸化物が被害発生の原因物質であることを明確にし、これを指定要件に加えるという点であります。

第三には、公害健康福祉事業費、自治体の補償給付費及び公害健康被害補償協会の事務にある公費負担を全廃し、これを企業負担とするという点であります。

以上でございますが、慎重に御審議の上、ぜひ御賛同をいただきたい、このように考えます。

○河野委員長 以上で修正案の趣旨の説明は終わりました。

○河野委員長 これより本案及び修正案を一括して討論に付するのでありますが、別に討論の申し出がありませんので、直ちに公害健康被害補償法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、則武真一君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河野委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河野委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○河野委員長 次に、ただいま議決いたしました本案に対し、八田貞義君、島田琢郎君、古川雅司君及び中井治君より、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者から趣旨の説明を求めます。島田琢郎君。

○島田委員 私は、ただいま議決されました公害健康被害補償法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につき、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議及び民社党・国民連合を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法の施行に当たって、次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

一 昭和五十八年度以降における費用徴収方法については、汚染の原因者負担の原則にのつとるとともに、発生源の公害防除の努力が十分反映されることを重点においた方策の確立に努めること。

二 幹線道路周辺における環境の改善を図るため、バス・トラック等の自動車に係る排出ガス及び騒音の規制をさらに一層強化するとともに、総合的な交通公害対策を推進すること。

三 工場等固定発生源から排出される窒素酸化物の規制については、環境基準の達成が困難と思われる地域において総量規制方式の早期実現に努めること。

四 最近における都市型複合汚染に対処するため、窒素酸化物等についても健康被害との因果関係を究明し、その結果に基づいて地域指定の見直しを行うこと。

五 ぜん息性気管支炎の認定要件については、患者の救済に万全を期する立場で慎重に対処すること。

六 補償給付の改善を行うとともに、転地療養事業等の公害健康福祉事業の充実、強化を図ること。

七 国立水俣病研究センターについては、その機能が十分に發揮されるよう研究者の確保等、早急に体制を整備するとともに、研究成果をふまえて水俣病の治療体制の充実についても検討すること。

八 本制度の対象となっていない騒音、振動等による健康被害及び財産被害についても、その実態の把握に努め、被害者の補償措置を早急に確立するよう検討すること。

九 公害の未然防止の徹底を図るため、早急に

環境影響評価に関する制度の確立を図ること。

以上であります。その趣旨につきましては、本文中に尽くされておりますので、説明を省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

以上であります。(拍手)

○河野委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河野委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、土屋環境庁長官より発言を求められておりますので、これを許します。土屋環境庁長官。

○土屋国務大臣 ただいまの決議に對しましては、その趣旨を体しまして努力をいたします。

○河野委員長 ただいま環境庁長官より、附帯決議の趣旨を体して努力するとの発言がありました。が、従来の附帯決議に対する政府の対応は必ずしも十分であるとは言えない面があることに、かんがみまして、今回の附帯決議につきましては、各項目にわたって誠実に対応されるよう特に委員長より要望いたします。(拍手)

○河野委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○河野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○河野委員長 次回は、来る二十五日火曜日午前十時理事会、十時三十分より委員会を開会すること。

第一類第五号

公害対策並びに環境保全特別委員会議録第五号 昭和五十五年三月十八日

ととし、本日は、これにて散会いたします。
午後一時十九分散会

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案に対する修正案

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第十九条の二の改正規定を次のように改める。

第四十条第四項中「第四十九条第一項及び第二項、第五十二条第一項、第六十二条第一項並びに」を「及び」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

第四十六条第一項中「そこなわれた」を「損なわれた」に、「行なうものとする」を「行わなければならない」に改める。

第四十七条第一号中「行なう」を「行う」に改め、「同じ」の下に「及び前条の規定に基づいて行う公害健康福祉事業」を加える。

第四十八条第一項中「前条第一号」を「前条各号」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、前条第二号に掲げる費用は、同条第一号に掲げる費用に政令で定める割合を乗じて算定するものとする。

第四十九条第一項中「第四条第一項の規定に係る被認定者及び認定死亡者に関する補償給付の支給に要する費用に充てるためのものの全部並びに第一種地域に係る指定疾病による被害に關して行なう公害健康福祉事業に要する費用に充てるためのものの三分の二について」を「第一種地域に係る費用に充てるためのもの」に改め、「第一種地域に係る指定疾病による被害に關して行なう公害健康福祉事業に要する費用に充てるためのものの三分の一については、第五十一条の規定に基づき政府の補助金をもつて充て」を削り、同条第二項中「第四条第二項の規定に係る被認定者及び認定死亡者に関する補償給付の支給に要する費用に充てるためのものの全部並びに第二種地域に係る指定疾病による被害に關して行なう公害健康福祉事業に要する費用に充てるためのものの及び」に改める。

第六十二条第一項中「第四条第二項の規定に係る被認定者及び認定死亡者に関する補償給付の支給に要する費用並びに第二種地域に係る指定疾病による被害に關して行なう公害健康福祉事業に要する費用に充てるためのもの及び」を「第二種地域に係る費用に充てるためのもの及び」に改め、「行なう」を「行う」に改める。

第九十七条を次のように改める。

附則第十九条の二を次のように改める。

(昭和五十五年度から昭和五十七年度までの間における特例)

第十九条の二 昭和五十五年度から昭和五十七年度までの間においては、協会は、第四十八条の規定による納付金のうち第一種地域に係る費用で大気汚染の原因である物質を排出する自動車に係る分に充てるためのもの及び協会が行う事務の処理に要する費用の一部に充てるため、自動車の製造者(自動車を輸入する者を含む。以下第六項までにおいて同じ。)から、毎月、自動車賦課金を徴収する。

第二 自動車の製造者は、自動車賦課金を納付する義務を負う。

3 自動車の製造者から徴収する自動車賦課金の額は、自動車の種別、構造、総排気量、第五十二条第一項の政令で定める各物質ごとの排出量等を勘案して政令で定める自動車の区別ごとに、自動車一台当たりの賦課金額にその月において当該製造者が当該製造に係る製造場から移出(輸出のための移出を除く。次項において同じ。)をした自動車の台数(自動車を輸入する者にあつては、保税地域から引取りをした台数)を乗じて得た額の合計額とする。

4 前項の自動車一台当たりの賦課金額は、第三条第一項に掲げる補償給付の種類ごとの受給者見込数及び平均受給金額の見込額その他の事項に基づき算定した第一項に規定する費用に充てるための自動車賦課金の総額として当該年度において必要であると見込まれる金額と前項の政令で定める自動車の区別ごとの当該年度における自動車の製造場からの移出の見込台数(保税地域からの引取りをする見込台数を含む。)を基礎として、同項の政令で定める自動車の区別に従い、政令で定める。

5 前二項における移出、引取り、製造者、製造場その他の用語の意義及びその用法については、物品税法(昭和三十七年法律第四十八号)における物品税を課する場合の用語の意義及びその用法の例に準じて、政令で定める。

6 自動車の製造者は、毎月、自動車賦課金を、総理府令、通商産業省令で定める事項を記載した申告書を添えて、その翌月の末日までに協会に納付しなければならない。

7 第五十五条第二項から第五項まで及び第五十六条から第六十一条までの規定は、自動車賦課金について準用する。この場合における技術的読替えについては、政令で定める。

8 協会は、第八十八条各号に掲げる業務のほか、自動車賦課金の徴収の業務(これに附帯する業務を含む。)を行う。この場合における第

八十九条第一項、第九十一条及び第五百五十条第一
三号の規定の適用については、第八十九条第一
項中「業務（汚染負荷量賦課金及び特定賦課
金」とあるのは「業務及び附則第十九条の二第
八項に規定する業務（汚染負荷量賦課金、特定
賦課金及び自動車賦課金」と、「又は特定施設
等設置者」とあるのは「特定施設等設置者又
は自動車の製造者（自動車を輸入する者を含む。
以下同じ。）」と、第九十一条中「業務」とある
のは「業務及び附則第十九条の二第八項に規
定する業務」と、「又は特定施設等設置者」と
あるのは「特定施設等設置者又は自動車の製
造者」と、第五百五十条第三号中「第八十八条
とあるのは「第八十八条及び附則第十九条の二
第八項」とする。

9 自動車賦課金に関する第四百一条第一項
（同項に係る第四百七条第二項及び第四百十
九条を含む。）の規定の適用については、第百
四十一条第一項中「ばい煙発生施設等設置者又
は特定施設等設置者」とあり、「ばい煙発生施
設等設置者若しくは特定施設等設置者」とある
のは、「自動車の製造者（自動車を輸入する者
を含む。）」とする。

10 昭和五十五年度から昭和五十七年度までの間
における第四十九条第一項及び第三項の規定の
適用については、これらの規定中「別に法律で
定めるところにより徴収される金員」とあるの
は、「協会が附則第十九条の二第一項の規定に
より徴収する自動車賦課金」とする。

附則中「公布の日」を「昭和五十五年四月一
日」に改める。

公害対策並びに環境保全特別委員会議録第四号
中正誤

へ 段 行 誤 正
三 三 渡 る い う 渡 る と い う
四 末 直 指 的 直 接 的